

平成20年度公共用水域及び
地下水の水質測定計画

平成20年3月

岡山県

目 次

平成20年度公共用水域の水質測定計画・・・・・・・・ 1

平成20年度地下水の水質測定計画・・・・・・・・ 22

平成 20 年度公共用水域の水質測定計画

1 目的

平成 20 年度における岡山県内の公共用水域の水質の汚濁の状況を常時監視するため、水質汚濁防止法第 16 条の規定に基づき水質測定計画を定める。

2 対象水域

河川 41 水域、湖沼 1 水域、海域 10 水域の合計 52 水域を対象とする。

河 川	高梁川水域	高梁川上流、高梁川中流(1)、高梁川中流(2)、高梁川下流、西川、小坂部川、有漢川、成羽川、小田川上流、小田川下流、美山川(星田川を含む。)、里見川、佐伏川*
	旭川水域	旭川上流、旭川中流、旭川下流、新庄川、百間川、砂川、目木川*、備中川*、誕生寺川*、宇甘川*
	吉井川水域	吉井川上流、吉井川中・下流、加茂川、梶並川、滝川、吉野川、金剛川、香々美川*、皿川*、宮川*
	笹ヶ瀬川水域	笹ヶ瀬川、足守川上流、足守川下流、相生川*
	倉敷川水域	倉敷川(流入支川を含む。)
		高屋川、伊里川(大谷川を含む。)、小田川(児島)*
湖 沼	児島湖	
海 域	水島水域	玉島港区、水島港区、水島地先海域(甲)、水島地先海域(乙)
	児島湾水域	児島湾(甲)、児島湾(乙)、児島湾(丙)
		備讃瀬戸、牛窓地先海域、播磨灘北西部

※ *印は環境基準の類型指定をしていない水域を示す。(河川 10 水域)

3 測定機関

岡山県、国土交通省(以下「国交省」という。)、岡山市及び倉敷市が連携して測定する。

4 測定地点、測定項目及び頻度等

河川 85 地点、湖沼 4 地点、海域 69 地点の合計 158 地点において、別表 1、別表 2 及び別表 3 のとおり実施する。なお、測定地点の位置図は、別図 1 から別図 8 のとおりである。

(1) 測定地点の概要

ア 測定機関別の地点数

区分	岡山県	国交省	岡山市	倉敷市	合計
河 川	50(20)	15(8)	16(5)	4(0)	85(33)
湖 沼	-	-	4(2)	-	4(2)
海 域	35(13)	-	13(9)	21(7)	69(29)
合 計	85(33)	15(8)	33(16)	25(7)	158(64)

※ () は環境基準点の再掲。

イ 測定項目別の地点数

区分	健康項目	生活環境項目				その他調査項目	
		環境基準点	補助点	その他	計	栄養塩類等	要監視項目
河川	45	33	41	11	85	37	21
湖沼	2	2	2	-	4	4	-
海域	36	29	40	-	69	35	13
合計	83	64	83	11	158	76	34

※「環境基準点」とは、環境基準の達成状況を評価するための測定地点をいう。

「補助点」とは、環境基準点を補足する測定地点をいう。

「その他」とは、環境基準の類型指定のない水域における測定地点をいう。

(2) 測定項目及び頻度の考え方

ア 健康項目は、環境基準点及び主な補助点で年1~2回測定する。

イ 生活環境項目は、全ての地点で年12回測定する。ただし、環境基準点は、年2回を通日測定し、年18回とする。

※「通日測定」とは、河川及び湖沼では6時間ごとに1日4回、海域では満潮・干潮時に表層及び中層で1日4回測定することをいう。

ウ 栄養塩類等（全窒素、全りん、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、アンモニア性窒素、りん酸態りん、クロロフィルa等）は、海域、児島湖及びダム湖並びにその流入河川で年12回測定する。

エ 要監視項目は、主な環境基準点及び補助点で年1回測定する。

オ その他必要に応じ測定する。

5 測定方法

ア 測定方法及び定量下限値は、別表4のとおりとする。

イ 採水日は、河川及び湖沼では、採水日前において比較的晴天が続き水質が安定している日を選び、海域では、大潮期の風や雨の影響の少ない日を選ぶ。

ウ 採水位置は、河川では、流心で水面から水深の2割程度の深さとし、湖沼では表層（水面下0.5m）とし、海域では表層（海面下0.5m）及び中層（海面下2m）とする。

6 結果通知

国交省、岡山市及び倉敷市は、毎月、水質測定が終了したときは、電子ファイル形式により測定結果を岡山県に通知する。なお、健康項目が環境基準を超過した場合は、直ちに、岡山県に通報する。

7 緊急時対応

新たな汚染が懸念される災害や不法投棄等が発生・発見されたときは、その影響範囲の把握及び原因究明等のため緊急モニタリングを必要に応じ実施するものとし、これに係る水質測定計画は、それぞれの事案に応じ別途作成する。

別表4 測定方法及び定量下限値

測定項目		測定方法	定量下限値 (mg/L)	左記未満 の表記
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	日本工業規格 K0102(以下、「規格」という。)12.1 に定める方法	—	—
	溶存酸素量(DO)	規格 32 に定める方法	0.5	<0.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	規格 21 に定める方法	0.5	<0.5
	化学的酸素要求量(COD)	規格 17 に定める方法	0.5	<0.5
	ハルマルヘキサン抽出物質(油分等)	昭和 46 年環境庁告示第 59 号(以下、「告示」という。)付表 10 に掲げる方法	0.5	N.D
	浮遊物質質量(SS)	告示付表8に掲げる方法	1	<1
	大腸菌群数	告示別表2備考4に掲げる方法(BGLB法の最確数による定量法)	1.8 (MPN/100mL)	<1.8E00
	全窒素	規格 45.2、45.3 又は 45.4 に定める方法(ただし海域にあっては規格 45.4)	0.05	<0.05
	全りん	規格 46.3 に定める方法	0.003	<0.003
	全亜鉛	規格 53 に定める方法(準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については付表9の1(1)による。)	0.001	<0.001
健康項目	カドミウム	規格 55 に定める方法	0.001	<0.001
	全シアン	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法	0.1	N.D
	鉛	規格 54 に定める方法	0.005	<0.005
	六価クロム	規格 65.2 に定める方法	0.02	<0.02
	ヒ素	規格 61.2 又は 61.3 に定める方法	0.005	<0.005
	総水銀	告示付表1に掲げる方法	0.0005	<0.0005
	アルキル水銀	告示付表2に掲げる方法	0.0005	N.D
	PCB	告示付表3に掲げる方法	0.0005	N.D
	ジクロロメタン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.002	<0.002
	四塩化炭素	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0002	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法	0.0004	<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.002	<0.002
	シス-1,2-ジクロロエチレン	同上	0.004	<0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0005	<0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	同上	0.0006	<0.0006
	トリクロロエチレン	同上	0.002	<0.002
	テトラクロロエチレン	同上	0.0005	<0.0005
	1,3-ジクロロプロペン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.0002	<0.0002
	チラウム	告示付表4に掲げる方法	0.0006	<0.0006
	シマジン	告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	0.0003	<0.0003
	チオベンカルブ	同上	0.002	<0.002
	ベンゼン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.001	<0.001
	セレン	規格 67.2 又は 67.3 に定める方法	0.002	<0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあっては、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 に定める方法	0.02	<0.02
		亜硝酸性窒素にあっては、規格 43.1 に定める方法	0.01	<0.01
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものとする。	0.03	<0.03
	ふっ素	規格 34.1 に定める方法又は告示付表6に掲げる方法	0.08	<0.08
	ほう素	規格 47.1 若しくは 47.3 に定める方法又は告示付表7に掲げる方法	0.03	<0.03

測定項目	測定方法	定量下限値 (mg/L)	左記未満 の表記	
その他項目	銅	規格 52.2、52.4 又は 52.5 に定める方法	0.01	<0.01
	溶解性鉄	日本工業規格 M0202 の 32.a).2)又は 32.a).3)及び規格 57.2 又は 57.4 に定める方法	0.01	<0.01
	溶解性マンガン	日本工業規格 M0202 の 33.a).2)又は 33.a).3)及び規格 56.2、56.4 又は 56.5 に定める方法	0.01	<0.01
	総クロム	規格 65.1 に定める方法	0.03	<0.03
	アンモニア性窒素	海洋観測指針及び上水試験方法に掲げる方法又は規格 42.2 に定める方法	0.01	<0.01
	りん酸態りん	海洋観測指針に掲げる方法	0.01	<0.01
	塩素量	海洋観測指針 5.3(サリメーターによる方法)に掲げる方法	—	—
	クロロフィルa	海洋観測指針及び上水試験方法又は河川水質試験方法(旧建設省)に掲げる方法	0.1 (μ g/L)	<0.1
要監視項目	トリハロメタン生成能	平成 7 年環境庁告示第 30 号に定める方法	0.0005	<0.0005
	クロホルム	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.0006	<0.0006
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	同上	0.004	<0.004
	1,2-ジクロロプロパン	同上	0.006	<0.006
	p-ジクロロベンゼン	同上	0.02	<0.02
	イキサチオン	平成 5 年 4 月 28 日付け環水規第 121 号付表(以下、「付表」という。) 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.0008	<0.0008
	ダイアゾン	付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.0005	<0.0005
	フェントロチオン(MEP)	同上	0.0003	<0.0003
	イプロチオラン	同上	0.004	<0.004
	オキシン銅(有機銅)	付表 2 に掲げる方法	0.004	<0.004
	クロタコニル(TPN)	付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.004	<0.004
	プロピサド [®]	同上	0.0008	<0.0008
	EPN	同上	0.0006	<0.0006
	ジクロルボス(DDVP)	同上	0.001	<0.001
	フェブカルブ(BPMC)	同上	0.002	<0.002
	イプロベンホス(IPP)	同上	0.0008	<0.0008
	クロニトロフェン(CNP)	同上	0.0001	<0.0001
	トルエン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.06	<0.06
	キシレン	同上	0.04	<0.04
	フタル酸ジエチルヘキシル	付表 3 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.006	<0.006
	ニッケル	規格 59.3 に定める方法又は付表 4 若しくは付表 5 に掲げる方法	0.005	<0.005
	モリブデン	規格 68.2 に定める方法又は付表 4 若しくは付表 5 に掲げる方法	0.01	<0.01
	アンチモン	平成 16 年 3 月 31 日付け環水企発第 040331003 号環水管発第 040331005 号通知(以下「追加通知」という。)付表 5 の第 1、第 2 又は第 3 に掲げる方法	0.0005	<0.0005
	塩化ビニルモノマー	追加通知付表 1 に掲げる方法	0.0002	<0.0002
	エピクロロヒドリン	追加通知付表 2 に掲げる方法	0.0001	<0.0001
	1,4-ジオキサソ	追加通知付表 3 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.005	<0.005
全マンガン	規格 56.2、56.3、56.4 又は 56.5 に定める方法	0.02	<0.02	
ウラン	追加通知付表 4 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.0002	<0.0002	
フェノール	平成 15 年 11 月 5 日付け環水企発第 031105001 号環水管発第 031105001 号通知付表 1 に掲げる方法	0.001	<0.001	
ホルムアルデヒド	同上通知付表 2 に掲げる方法	0.003	<0.003	

高梁川水域、高屋川及び小田川
測定地点図

◎は環境基準点

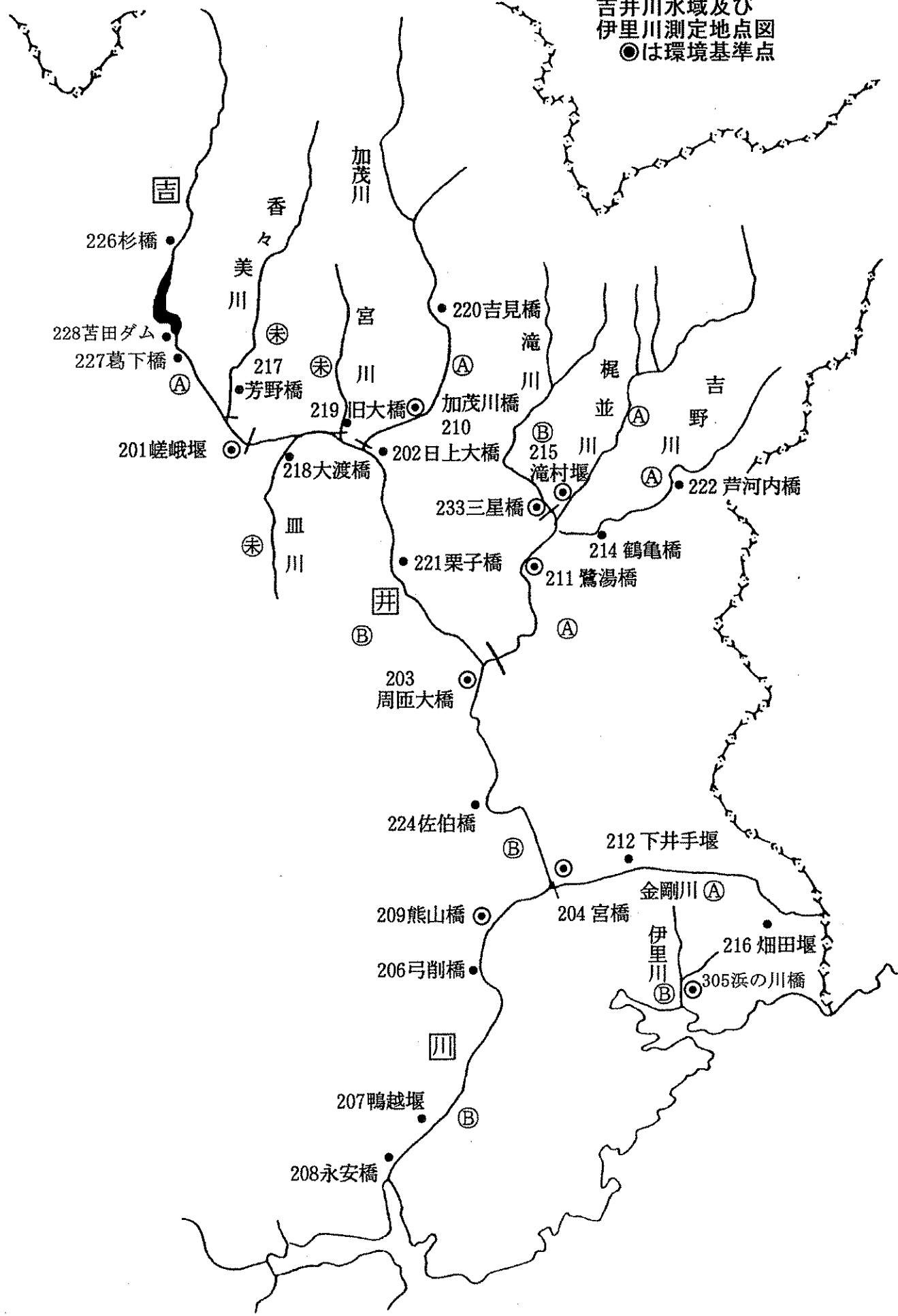


旭川水域測定地点図

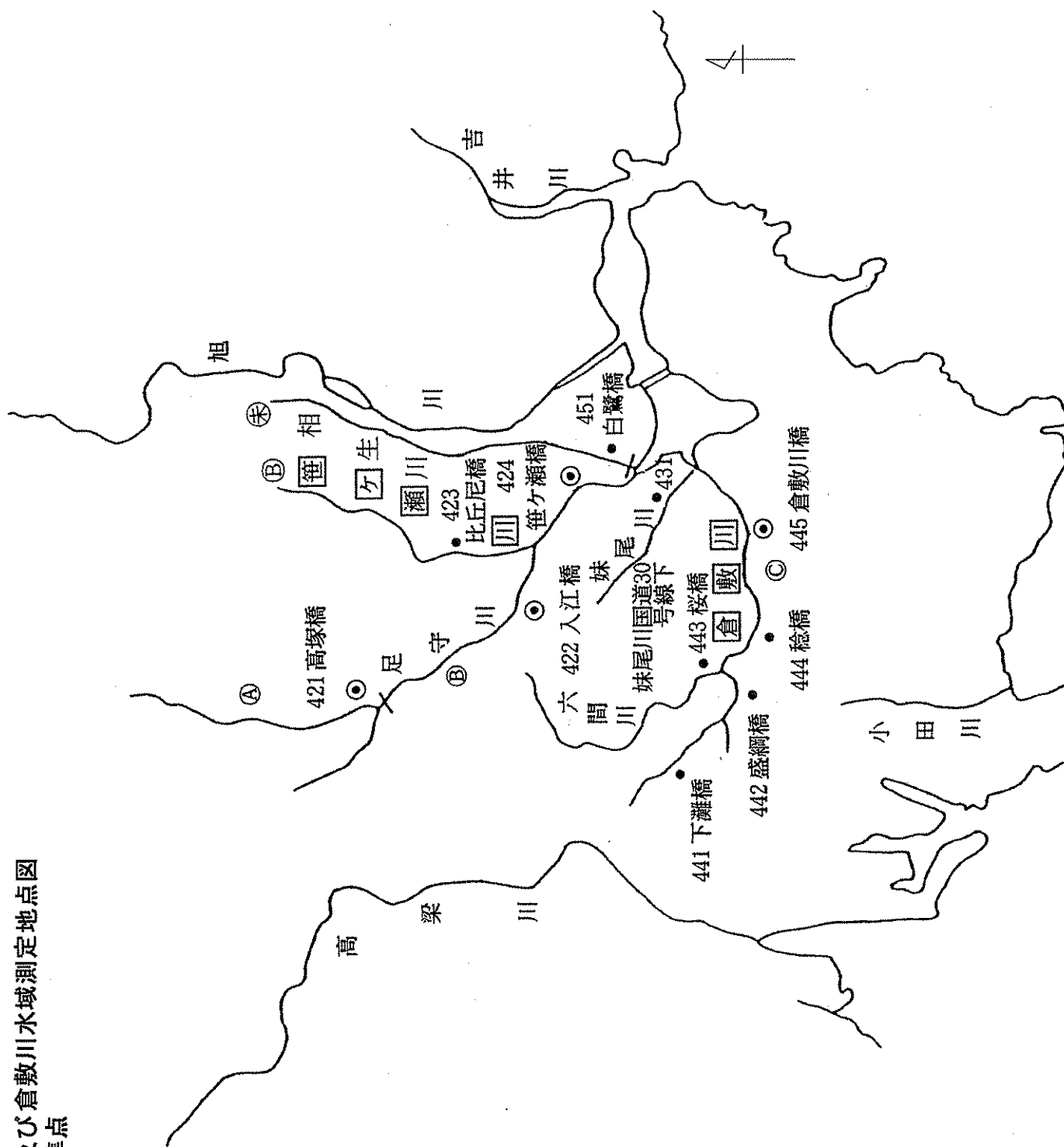
●印は環境基準点



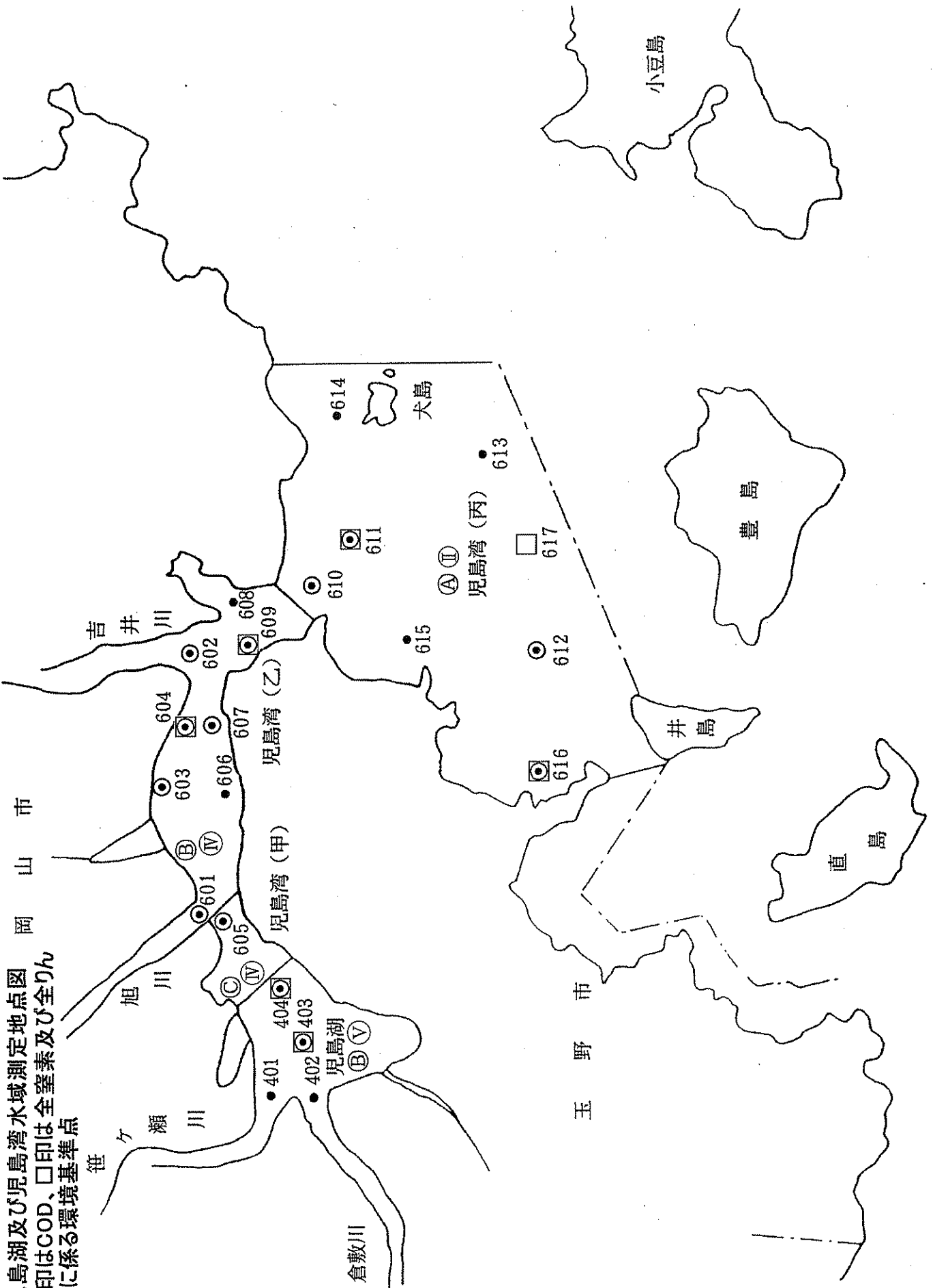
吉井川水域及び
伊里川測定地点図
●は環境基準点



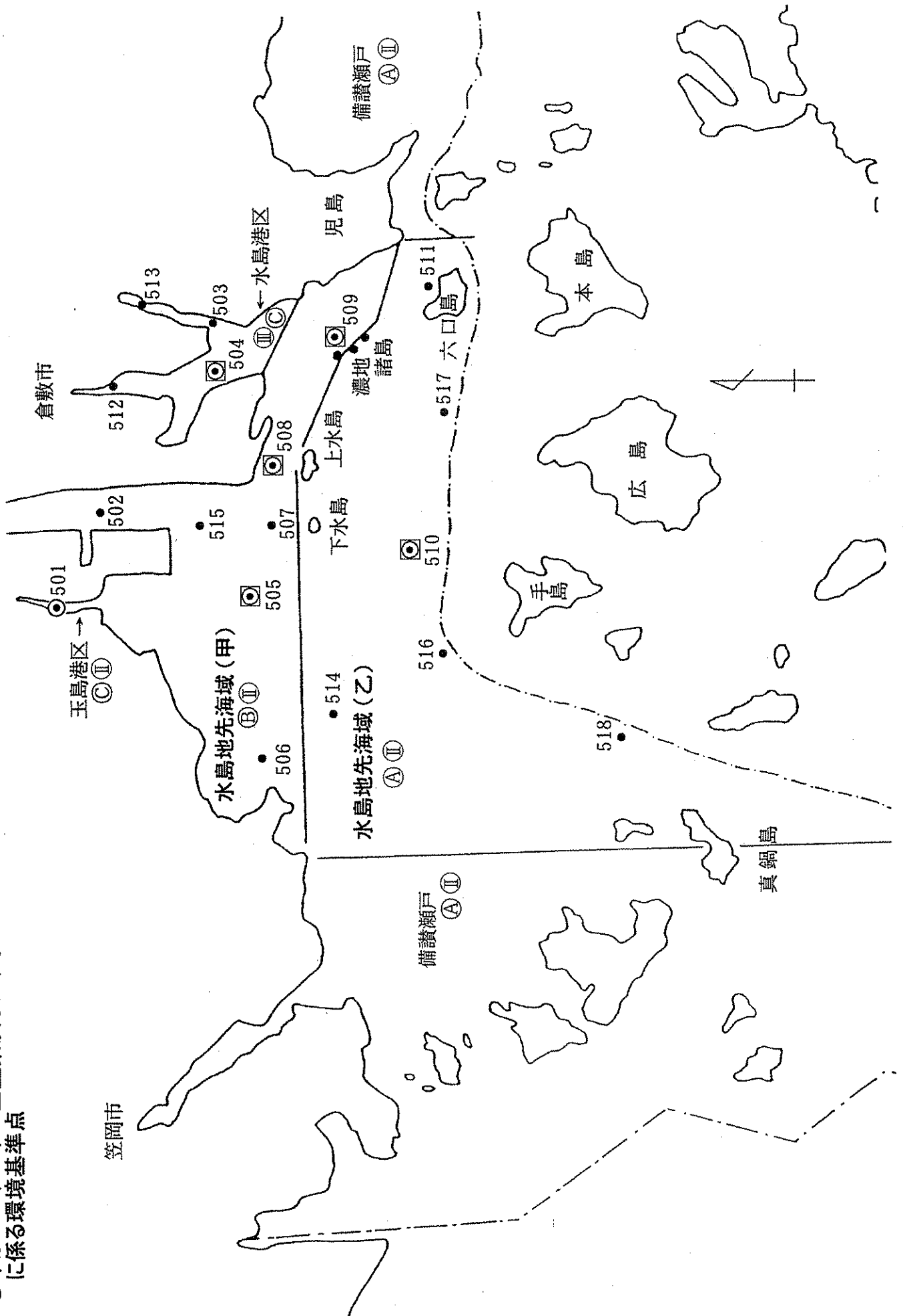
笹ヶ瀬川水域及び倉敷川水域測定地点図
 ●印は環境基準点



児島湖及び児島湾水域測定地点図
 ◎印はCOD、□印は全窒素及び全りん
 に係る環境基準点

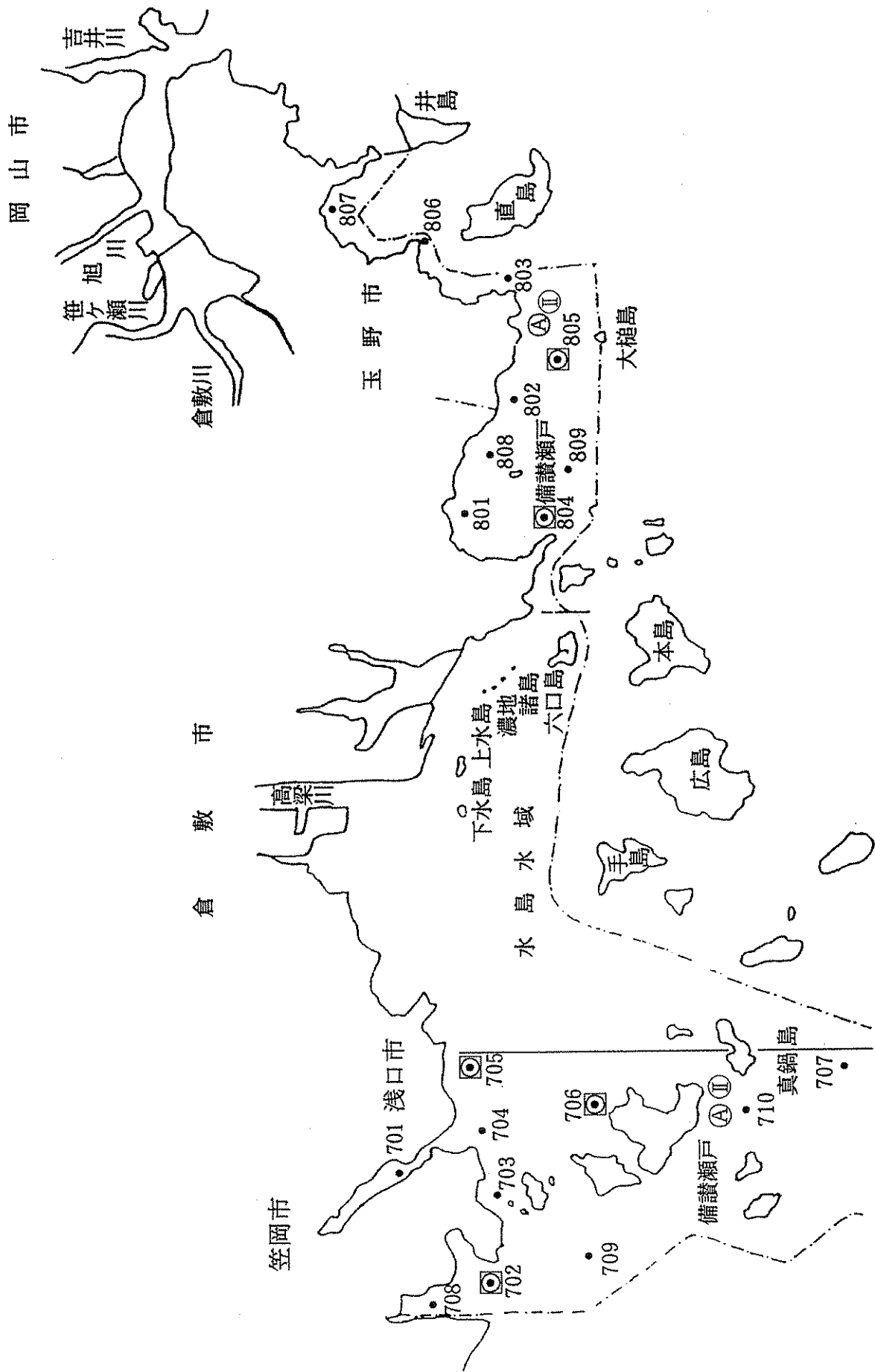


水島水域測定地点図
 ●印はCOD、□印は全窒素及びびりんに係る環境基準点

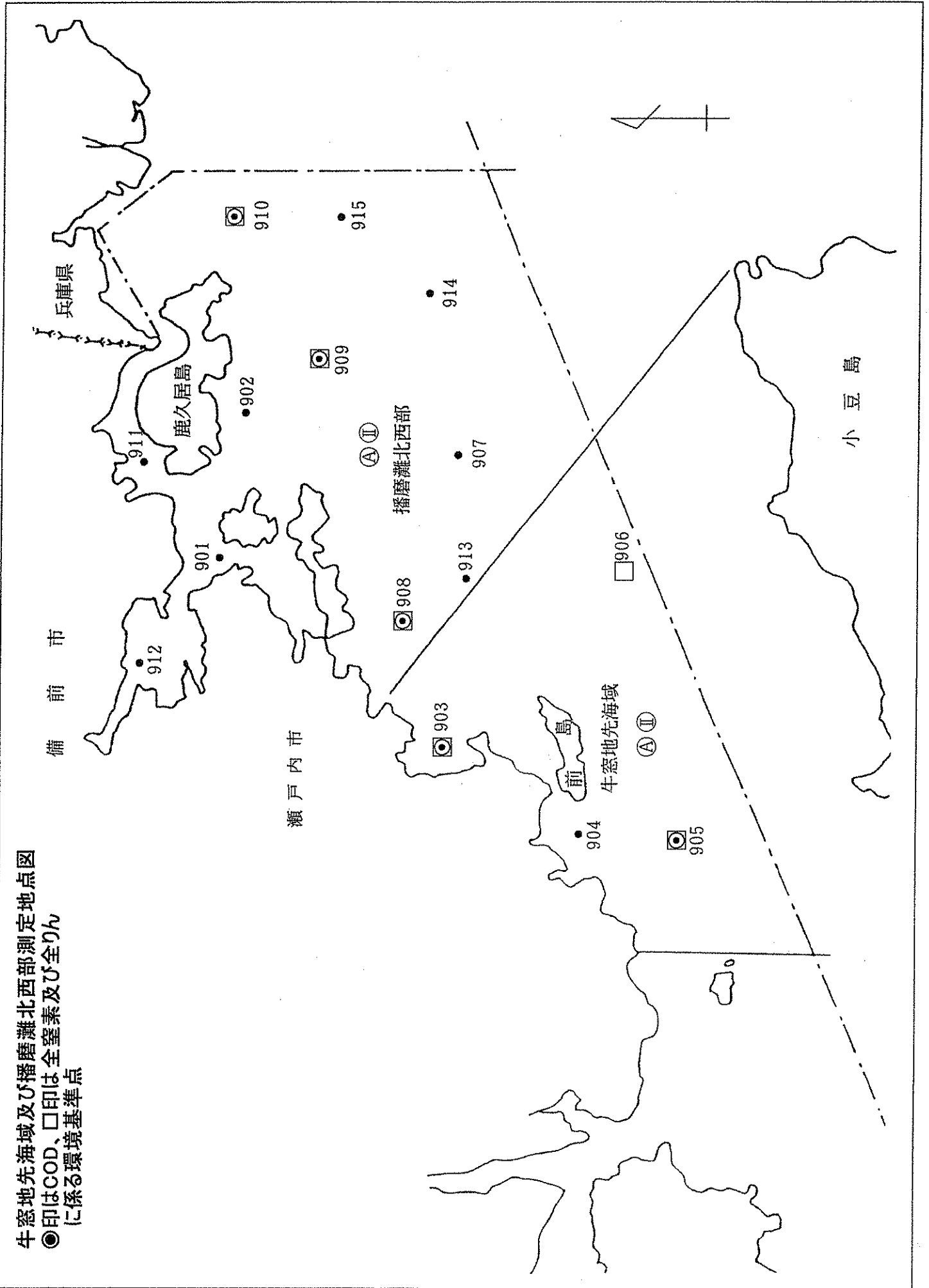


備讃瀬戸測定地点図

●印はCOD、口印は全窒素及び全りん
に係る環境基準点



牛窓地先海域及び播磨灘北西部測定地点図
 ●印はCOD、□印は全窒素及びびりんに係る環境基準点



平成 20 年度地下水の水質測定計画

1 目的

平成 20 年度における岡山県内の地下水の水質の汚濁の状況を常時監視するため、水質汚濁防止法第 16 条の規定に基づき水質測定計画を定める。

2 調査種別

(1) 概況調査

地域の全体的な地下水質の概況を把握するため、調査を実施する。

(2) 定期モニタリング調査

概況調査等により確認された地下水汚染の継続的な監視等のため、経年的なモニタリングとして定期的に調査を実施する。

3 測定機関

岡山県、国土交通省（以下「国交省」という。）、岡山市及び倉敷市が連携して測定する。

4 測定地点、測定項目及び頻度等

概況調査 35 地点、定期モニタリング調査 10 地点において、別表 1 のとおり実施する。

なお、測定地点の位置図は別図とおりである。

(1) 測定地点の概要

区分	岡山県	国交省	岡山市	倉敷市	合計
概況調査	19	4	6	6	35
定期モニタリング調査	1	1	4	4	10
合計	20	5	10	10	45

※国交省は、概況調査及び定期モニタリング調査ともに、定点測定を実施している。

※定期モニタリング調査の内訳

岡山県：揮発性有機化合物（1 地点）

国交省：ひ素（1 地点）

岡山市：ひ素（1 地点）、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（3 地点）

倉敷市：揮発性有機化合物（3 地点）、ひ素及びふっ素（1 地点）

(2) 測定項目及び頻度の考え方

ア 概況調査

環境基準の全項目を年 1 回測定する。

要監視項目は、2 地点で年 1 回測定する。

イ 定期モニタリング調査

環境基準の超過項目を年 1 回測定する。

5 測定方法

ア 測定方法及び定量下限値等は、別表2のとおりとする。

イ 採水日は、前日の天候が比較的安定している日を選ぶ。

ウ 採水位置は、表層（水面下 0.5m）からとする。ただし、打ち込み井戸等において揚水ポンプを使用している場合は、流水を採水する。

6 結果通知

国交省、岡山市及び倉敷市は、水質測定が終了したときは、電子ファイル形式により測定結果を岡山県に通知する。なお、環境基準項目が基準を超過した場合は、直ちに、岡山県に通報する。

7 緊急時対応

(1) 汚染井戸発見時

概況調査により新たに発見された場合、又は事業者等からの報告により新たに明らかになった汚染については、その汚染範囲を確認するために汚染井戸周辺地区調査を実施するものとし、その水質測定計画については事案ごとに別途作成する。

(2) 災害等発生時

地震等の災害等が発生した場合、新たな地下水の汚染やその拡散が懸念されるため緊急的なモニタリングを必要に応じ実施するものとし、これに係る水質測定計画は、それぞれの事案に応じ別途作成するものとする。

別表1 測定地点、測定項目及び頻度(地下水) その1 概況調査

番号	所在地	測定地点 (マッシュ番号)	測定回数	基準項目													要監視項目(27項目)	測定機関														
				カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1・2-ジクロロエタン	1・1-ジクロロエチレン	シス1・2-ジクロロエチレン			1・1・1-トリクロロエタン	1・1・2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1・8-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	
1	玉野市八浜町大崎	N-21	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山県
2	瀬戸内市牛窓町牛窓	R-19	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	〃
3	備前市吉永町福満	T-14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	〃
4	赤磐市穂崎	O-16	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	〃
5	和氣町藤野	R-14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	〃
6	総社市葛原	I-18	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	〃
7	早島町早島	L-19	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	〃
8	笠岡市押漕	D-21	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	〃
9	井原市北山町	D-19	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	〃
10	浅口市鴨方町六条院西	G-21	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	〃
11	里庄町大字新庄	F-21	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	〃
12	高梁市有漢町有漢	I-11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	〃
13	新見市哲西町大竹	B-12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	〃
14	津山市鉄砲町	O-08	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	〃
15	真庭市下中津井	H-11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	〃
16	美作市余野	S-08	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	〃
17	美咲町越尾	N-10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	〃
18	勝央町植月北	Q-08	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	〃
19	西粟倉村長尾	V-05	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	〃

別表2 測定方法及び定量下限値

測定項目	測定方法	定量下限値 (mg/L)	左記未満 の表記
カドミウム	日本工業規格 K0102(以下、「規格」という。)55 に定める方法	0.001	<0.001
全シアン	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法	0.1	N.D
鉛	規格 54 に定める方法	0.005	<0.005
六価クロム	規格 65.2 に定める方法	0.02	<0.02
ひ素	規格 61.2 又は 61.3 に定める方法	0.005	<0.005
総水銀	昭和 46 年環境庁告示第 59 号(以下、「告示」という。)付表1に掲げる方法	0.0005	<0.0005
アルキル水銀	告示付表2に掲げる方法	0.0005	N.D
PCB	告示付表3に掲げる方法	0.0005	N.D
ジクロロメタン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.002	<0.002
四塩化炭素	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法	0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	同上	0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	同上	0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	同上	0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	同上	0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.0002	<0.0002
チラウム	告示付表4に掲げる方法	0.0006	<0.0006
シマジン	告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	同上	0.002	<0.002
ベンゼン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.001	<0.001
セレン	規格 67.2 又は 67.3 に定める方法	0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあつては、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 に定める方法	0.02	<0.02
	亜硝酸性窒素にあつては、規格 43.1 に定める方法	0.01	<0.01
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	0.03	<0.03
ふっ素	規格 34.1 に定める方法又は告示付表6に掲げる方法	0.08	<0.08
ほう素	規格 47.1 若しくは 47.3 に定める方法又は告示付表7に掲げる方法	0.03	<0.03

環境基準項目

測定項目	測定方法	定量下限値 (mg/L)	左記未満 の表記
クロホルム	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.006	<0.006
トランス-1,2-ジクロロエチレン	同上	0.004	<0.004
1,2-ジクロロプロパン	同上	0.006	<0.006
p-ジクロロベンゼン	同上	0.02	<0.02
イキサチオン	平成 5 年 4 月 28 日付け環水規第 121 号付表(以下、「付表」という。) 1の第1又は第2に掲げる方法	0.0008	<0.0008
ダイアゾン	付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.0005	<0.0005
フェントロチオン(MEP)	同上	0.0003	<0.0003
イソプロチオラン	同上	0.004	<0.004
オキシ銅(有機銅)	付表2に掲げる方法	0.004	<0.004
クロタロニル(TPN)	付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.004	<0.004
プロピサミド	同上	0.0008	<0.0008
EPN	同上	0.0006	<0.0006
ジクロルボス(DDVP)	同上	0.001	<0.001
フェノカルバ(BPMC)	同上	0.002	<0.002
イプロヘンボス(IBP)	同上	0.0008	<0.0008
クロニトロフェン(CNP)	同上	0.0001	<0.0001
トルエン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.06	<0.06
キシレン	同上	0.04	<0.04
フタル酸ノエチルヘキシル	付表3の第1又は第2に掲げる方法	0.006	<0.006
ニッケル	規格 59.3 に定める方法又は付表4若しくは付表5に掲げる方法	0.005	<0.005
モリブデン	規格 68.2 に定める方法又は付表4若しくは付表5に掲げる方法	0.01	<0.01
アンチモン	平成 16 年 3 月 31 日付け環水企発第 040331003 号環水管発第 040331005 号通知(以下「追加通知」という。)付表5の第1、第2又は第3に掲げる方法	0.0005	<0.0005
塩化ビニルモノマー	追加通知付表1に掲げる方法	0.0002	<0.0002
エピクロロヒドリン	追加通知付表2に掲げる方法	0.0001	<0.0001
1,4-ジオキサン	追加通知付表3の第1又は第2に掲げる方法	0.005	<0.005
全マンガン	規格 56.2、56.3、56.4 又は 56.5 に定める方法	0.02	<0.02
ウラン	追加通知付表4の第1又は第2に掲げる方法	0.0002	<0.0002

要
監
視
項
目

